

千葉市新みどりと水辺の基本計画 (骨格案)

平成23年7月
千葉市

目次

はじめに	2
第1章 計画のテーマ	3
1 計画のテーマ	3
2 基本方向	5
第2章 目指す緑と水辺の姿	7
第3章 施策の展開	9
第4章 緑地等の確保目標	10
第5章 計画の推進	12
 資料	
資料1 計画の体系	13
資料2 緑と水辺の現状	15
資料3 緑と水辺の課題	16

はじめに

この計画を策定するにあたり、私たちが最も大切にしてきたことは、かけがえのない千葉市の豊かな緑と水辺を、将来を生きる人たちに引き継ぎたいという思いです。

その思いを、将来を生きる人たちへのメッセージとして示します。

50年後にこのまちに暮らすひとたちへ ～私たちの思い～

郊外に広がる山林や里山、谷津田など千葉市に残された緑と水辺は、人と自然との深いかわりの中で育まれ残されてきたもので、長くこの地に暮らしてきた人の営みの歴史であり、その記憶を今にとどめています。

都市が拡大していくなかで、引き継がれてきたそれらの一部は失われたものの、公園や街路樹の整備など、緑を回復する努力も行われてきました。

樹木はゆっくりと長い時間をかけて成長し、より立派になっていくものであり、今、私たちが目にする豊かな緑と水辺は、長い時間をかけて多くの人たちが大切に育んできたまちの財産です。

虫を捕った雑木林、水遊びをした小川、夕方遅くまで遊んだ近くの公園、入学式に咲いていた校庭の桜…、私たちのまちの緑は大切な思い出・記憶と重なって、今も日々の暮らしに楽しみや彩りを添えてくれています。

緑や水辺を身近に感じながら暮らすことの愉しさ、大切さ、それは時が移っても変わることはないものだから、私たちが引き継いだこの緑と水辺を、私たちの手でさらによりよいものにしながら、このまちに暮らす将来の人たちに、つないでいきたい。

．．．．．この緑と水辺は 過去そして未来につながっている

第1章 計画のテーマ

千葉市新みどりと水辺の基本計画（以下、「本計画」という。）は、本市の50年後を見据え、豊かな緑と水辺を次代に引き継ぐため、市民、団体、企業、大学など、様々な主体と行政が協力・連携して取り組む、平成24年度から平成33年度までの10年間の緑と水辺のまちづくりの基本方針となる計画です。

「はじめに」では、本計画を作成するにあたって大切にしてきた思いを、50年後の人たちへメッセージとして述べました。

第1章では、本計画のテーマと基本方向について示します。

1 計画のテーマ

豊かな緑と水辺は、本市を代表する貴重な財産です。この良好な環境を守り、育み、次代に引き継ぐことの大切さをみんなで共通認識し、一人ひとりが自ら考え、行動することにより、より快適な都市環境を実現することを願い、本計画のテーマを次のように設定します。また、テーマに沿って様々な主体が積極的に緑と水辺のまちづくりに取り組むことにより、将来的に本市が目指すべき姿をサブテーマとして示します。

■ テーマ ■

みなの手で育みつなごう！

緑と水辺に抱かれたまち ちば

■ サブテーマ ■

～縄文より引き継がれてきた住みやすさ日本一のまちを次代に～



～コラム～

文化のないまちと言われる「千葉市」は、住みやすさ世界一？

千葉市は、文化、地場産業、名産品など、いわゆるまちの顔になるようなものがない、個性がない都市と言われています。

では、こうしたものはどのような地域に発展するのでしょうか。

例えば、冬の間、雪に閉ざされるような地方では、冬に食べるための保存食、冬に家の中で制作する工芸品など、地域独自の名産品や地場産業が長い年月をかけて発達してきました。

このように、厳しい自然環境であればあるほど、人々が生活していくために必要なこうした文化が発達したと考えられます。

千葉市には、縄文時代の貝塚が世界一と言われるほど集まっています。

これは、縄文時代に多くの人たちが集まり生活をしていた、つまり縄文の人たちにとっていかにここが暮らしやすい場所であったかがい知ることができます。

実際、千葉市は遠浅な東京湾に面し、地形は平坦で気候が温暖であり、縄文時代以降も大きな自然災害が少なく、一年中農業、漁業で生活できる、人が生活するために最適な環境にあったと言えます。

このように、全国に誇れるほどの名産品などが千葉市にないと言われるのは、一年中遠浅の海で魚や貝を採ったり、田畑を耕したりすることにより、常に新鮮な食料を手に入れることができたからと考えられます。

つまり、千葉市は、縄文の時代より「住みやすさ世界一」であったのではないかと考えられます。この恵まれた環境を後世に残すこと、つまり、住みやすさ世界一の環境を維持すること、これが今の私たちに課せられた使命ではないでしょうか。

2 基本方向

ここでは、テーマに沿って取り組む、緑と水辺のまちづくりの3つの基本方向を示します。

○基本方向 1

緑の質を高め いのちが育つ空間を守っていこう

■ 量的拡大から質的向上へ基調の転換を図り、様々ないのちが育つ空間を守ります。

縄文の昔から人々の暮らしとともにあり、多くの生き物を育んできた本市の緑と水辺は、人とかかわりの中で大切に残されてきました。都市化が進む中であっても市域の概ね半分に緑が残されており、恵まれた環境にあります。しかし、管理が不十分な緑地などでは緑の質が低下し、緑が本来持つ機能が十分に発揮されていない状況も見受けられます。このような状況を改善するため、緑の質を高める取組みを積極的に進め、人も多くの生き物もいきいきと育つ良好な緑へとみんなの手により整えていきましょう。

○基本方向 2

緑と水辺の魅力を伸ばし 都市に潤いと賑わいを 創りだそう

■ 豊かな緑や水辺を魅力として伸ばし、潤いと賑わいを創出します。

本市にはそれぞれに特徴のある大規模な公園が数多くあり、豊かな緑や海辺はスポーツ・レクリエーションの場として市の内外から多くの人々が訪れ、様々な活動に利用されています。また、生活の中で身近に緑を感じ、触れることができる環境は、本市が誇る都市の魅力のひとつです。海辺の活用や中心市街地の緑化などを進め、広くアピールすることで、潤いと賑わいを創りながらこのまちの魅力を高め、より多くの人々が訪れる、活気あふれるまちにしていきたいと思います。

○基本方向 3

緑の大切さを認識し 地域で行動する人の輪を 広げよう

- 多くの人が緑地保全や緑化推進の活動を展開するまちをつくります。

緑と水辺は、地下水の涵養や二酸化炭素の吸収をはじめとする多様な機能を有し、多様な動植物の生息・生育の場、また食物の生産の場として、都市における豊かな生活を根底から支えているとても大切な場所です。

本市では様々な主体の参画により、緑を守り育てるための取組みが展開されていますが、より良好な緑と水辺の環境をつくるためには、より多くのみなさんに緑に関わりを持っていただくことが必要です。都市におけるヒートアイランド現象の緩和など、緑の持つ多様な機能への理解を深めることで緑の大切さを再認識し、緑を育む心を養うことにより、緑への愛着を持ち自ら行動する人を育て、そして、その人たちの輪を広げていきましょう。

第2章 目指す緑と水辺の姿

第2章では、緑の現状と課題（資料2及び資料3 P.15～P.18 参照）や地域特性を踏まえて、本市が目指す緑と水辺の姿を「郊外部の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」の4つの地域に大別するとともに、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」として示します。

（1） 郊外部の緑

都市活動や生活の安全を支える空間として、森林や農地、谷津田、里山などの一団のまとまった緑を良好に保全します。

（2） 内陸部の緑

暮らしに安らぎを生む空間として、公園や雑木林、住宅地の緑を保全し、さらなる緑化を推進します。

（3） 既成市街地の緑

都市に潤いを生む空間として、街路樹や接道部の緑、まちかどの花壇など、まちなかを彩る緑と花による緑化を推進し、都市の魅力を向上します。

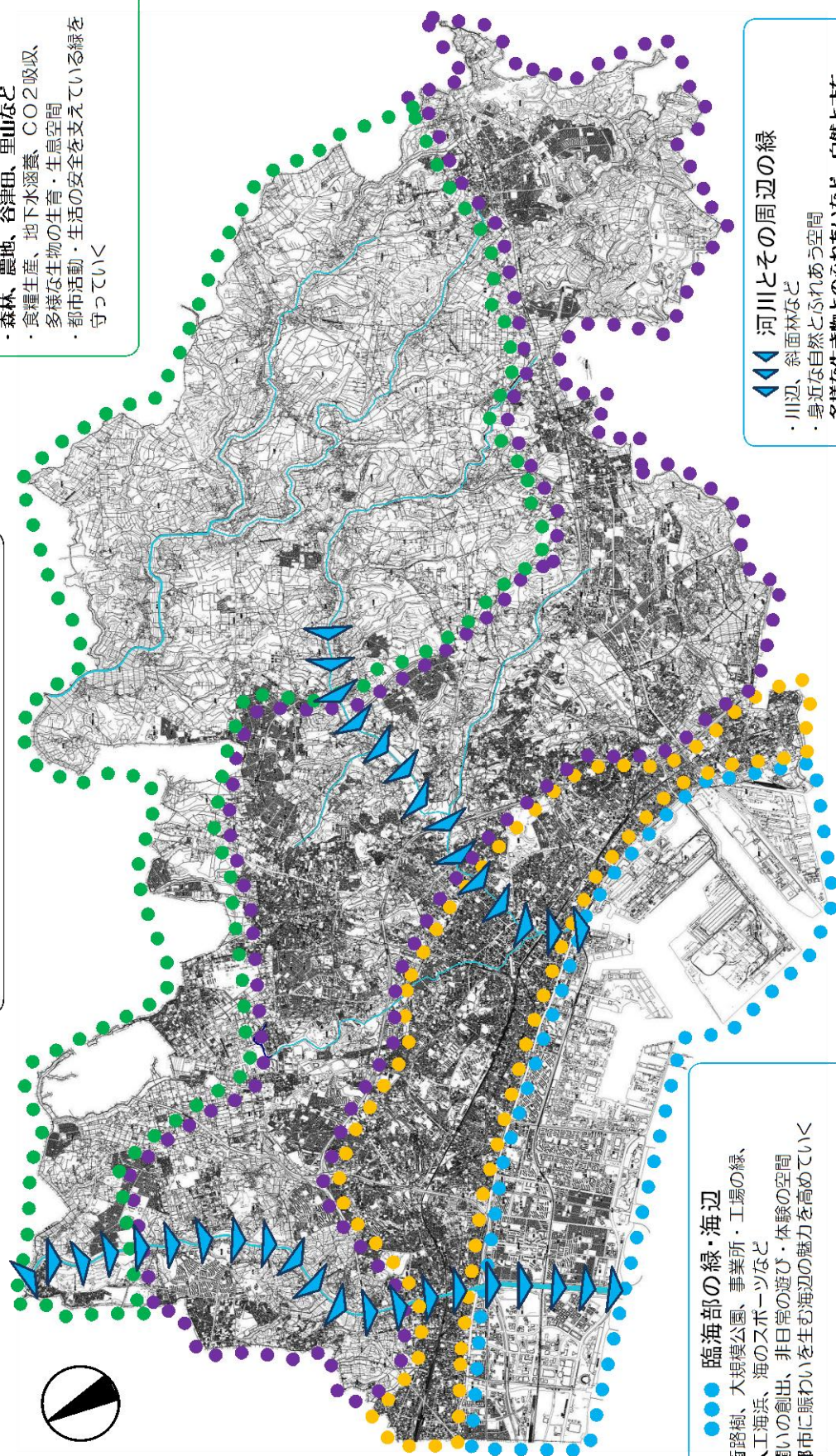
（4） 臨海部の緑・海辺

都市の賑わいと日常・非日常のレクリエーション活動に対応する空間として、海辺の大規模な公園や人工海浜などの緑と水辺の魅力を向上します。

（5） 河川とその周辺の緑

自然とまちをつなぐ空間として、川辺や斜面林、大規模な公園などの緑と水辺を保全・活用します。

緑と水辺の方針図



●●● 郊外部の緑

- ・森林、農地、谷津田、里山など
- ・食糧生産、地下水涵養、CO₂吸収、多様な生物の生育・生息空間
- ・都市活動・生活の安全を支えている緑を守っていく

◀◀ 河川とその周辺の緑

- ・川辺、斜面林など
- ・身近な自然とふれあう空間
- ・多様な生き物とのふれあいなど、自然とまちをつなぐ空間として守っていく

●●● 内陸部の緑

- ・公園、雑木林、住宅地の緑など
- ・日常の遊び、身近な憩いの空間
- ・暮らしに安らぎを生む緑をより良くしていく

●●● 臨海部の緑・海辺

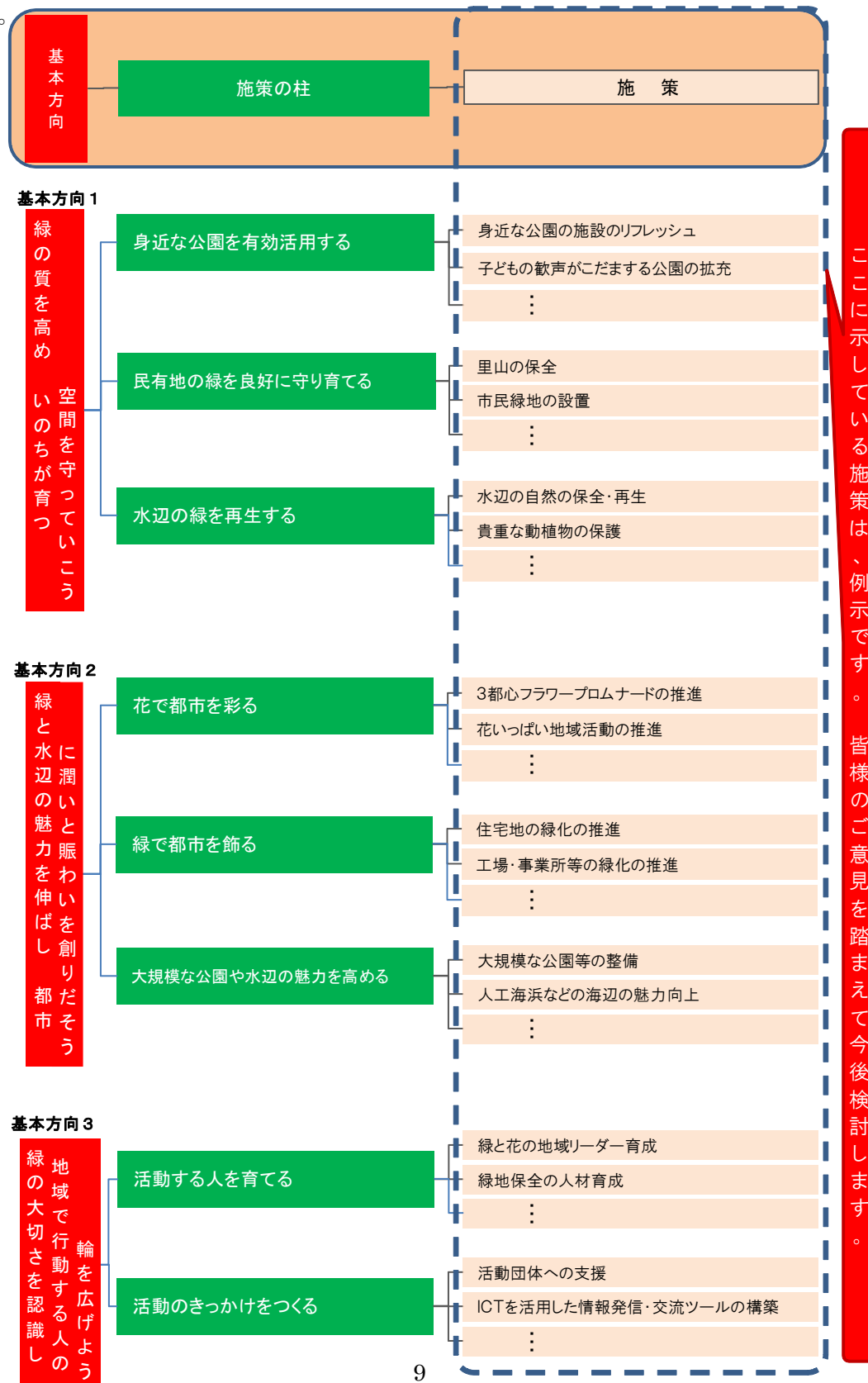
- ・街路樹、大規模公園、事業所・工場の緑、人工海浜、海のスポーツなど
- ・潮いの創出、非日常の遊び・体験の空間
- ・都市に賑わいを生む海辺の魅力を高めていく

●●● 既成市街地の緑

- ・旧海岸線の緑、斜面林、接道部の緑、まちかどの花壇など
- ・日常の遊び、身近な憩いの空間
- ・限られた空間を活用してまちに潤いを生む緑を増やしていく

第3章 施策の展開

第3章では、第1章の3つの基本方向や第2章の目指す姿を踏まえ、施策の展開を示します。



第4章 緑地等の確保目標

第4章では、第3章の施策を推進することにより、将来確保すべき緑地等の目標を示します。

ここでは、今後市民等との協力・連携により確保する緑地や市域面積に対する割合などを、確保目標として示すとともに、市民が本市の緑をどのように感じているかを量る市民実感の目標を設定します。

まず、日常生活の中で目にし、ふれる機会の多い市街化区域内における緑地やその割合を「市街化区域内の緑地の確保目標」とします。市街地において担保性の高い緑地をさらに増やしていくことを目標とします。

次に、都市がどれくらい緑に覆われているのかを示す指標として、市域全域における緑被地の割合を「緑被地の確保目標」とします。市域において緑被地の面積を維持し、長期的には増やしていくことを目標とします。

さらに、市民アンケートを基に市民の実感を量る指標として、「市内の花や緑は豊かだと感じている人の割合」を目標として設定します。様々な主体との協力・連携の輪を広げ、豊かだと感じていただける市民がさらに増えることを目標とします。

表1 市街化区域内の緑地の確保目標

年度	平成 22 年度(現況)	平成 33 年度(目標)	概ね 50 年後
市街化区域内の 緑地の確保目標	1,320 ha 10.3 %	概ね 100 ha 増 概ね 11.0 %	—

※ここでのいう緑地とは、次のものを含みます。

都市公園・都市緑地、「ポータルパーク」や「ふるさと農園」など公園に準じる公共施設、市民の森、特別緑地保全地区、市民緑地、生産緑地、保安林、保存樹林及び工場等緑化協定・緑地協定地区内の緑化地など

表2 緑被地の確保目標

年度	平成 21 年度(現況)	平成 33 年度(目標)	概ね 50 年後
緑被地の 確保目標	13,168 ha 48.4 %	現状維持	概ね 5 割以上

※ここでのいう緑被地とは、次のものを示します。

樹林地（住宅地や公園などの樹木で覆われた土地、山林等）、草地（住宅地や公園などの灌木地や草地）及び耕作地（水田、畑、果樹園等）

表3 市民実感の目標

年度	平成 21 年度(現況)	平成 33 年度(目標)	概ね 50 年後
市内の花や緑は豊かだと 感じている市民の割合	62.3 %	概ね 7 割以上	概ね 8 割以上

※平成 21 年現況値：市民 1 万人のまちづくりアンケートにおいて、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した市民の割合

第5章 計画の推進

第5章では、本計画の推進にあたり、特に留意すべき事項を示します。

(1) 計画の推進手法

本計画は、今後10年間の本市の緑と水辺のまちづくりの基本方針となる計画で、目指す緑の姿の実現に向けた施策展開の基本的な方向性を示しています。この施策展開に即した個別の事業については、本市の実施計画に位置付け、推進していきます。実施計画は3か年の計画であり、継続的に取り組む事業はもとより、新たに取り組む事業についても的確な時機に計画に盛り込み、事業を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方に沿い、計画期間の概ね中間年次に数値目標の達成状況を把握し、社会経済情勢や施策の進捗状況により、必要に応じて、計画内容の見直しを行います。

(3) 様々な主体の参画と連携

快適で良好な緑と水辺の環境を維持・向上するためには、行政のみの取り組みにとどまらず、市民、企業、団体、大学など様々な主体のより一層の参画と連携が不可欠であることから、計画の目標の実現に向け、すべての主体が一丸となり取組みを推進します。

■計画期間

計画の期間は、千葉市新基本計画との整合を図り、平成 24 年度～平成 33 年度（目標年次）とします。

■対象区域

計画対象区域は、「千葉市新基本計画」等に基づき、以下のとおりとします。

表10 対象区域

計画対象区域	面積
千葉市全域 (千葉都市計画区域)	27,208 ha

■人口の見通し

千葉市の将来人口は、千葉市新基本計画に基づき、以下のとおりとします。

表11 人口の見通し

年次	平成 23 年※ ¹	平成 24 年	平成 27 年※ ²	平成 33 年
人口	963,088 人	964,000 人	970,000 人	963,000 人

※1 平成 23 年は、4 月 1 日現在の推計人口

※2 平成 27 年は、本市の人口がピークを迎える年であると推計されることから参考値として記載

■市街化区域の面積

市街化区域面積は、以下のとおりとします。

表12 市街化区域の面積

年度	平成 22 年度	平成 33 年度
市街化区域面積	12,881 ha	12,881 ha

資料2 緑と水辺の現状

■緑と水辺の特性

千葉市の地勢は大きく台地、低地、埋立地の3つに分けられます。

北部・東部の広大な下総台地には畑や樹林地が広がっており、住宅地などの形成に伴い緑は蚕食されましたが、特に東部では今でも多くの緑地が残されています。

西部の海岸沿いは、広大な埋立地で、主に商業、業務、住宅地として利用されています。計画的に公園・緑地、街路樹が配置され、緑豊かな環境が形成されています。また、海際には大規模な公園と一体となった、いなげの浜などの人工海浜が整備され、海にふれあうことができます。

中央部には低地が広がっており、古くから市街地が形成され、発展を続けています。市街地の拡大に伴い緑は減少しましたが、崖線に残された斜面林などは市街地において貴重な財産です。

■緑被地の状況

千葉市の緑被地(樹林地、草地、耕作地)の面積(平成21年現在)は、約13,168haで、市域面積に占める緑被地面積の割合は、約48.4%です。平成5年の緑被地面積は、約13,400ha、割合は約49.2%であり、この17年間に面積で約232ha、割合で約0.8%減少しました。

表13 緑被地の状況

			単位	緑被地			裸地	水面	その他	
				樹林地	草地	耕作地				
千葉市	面積	27,208	ha	13,168	6,896	2,102	4,171	609	129	13,302
	率(市全域)		%	48.4	25.3	7.7	15.3	2.2	0.5	48.9
	率(緑被地)		%	100.0	52.4	16.0	31.7	-	-	-

※平成22年度千葉市緑被等調査

資料3 緑と水辺の課題

平成21年度に実施した千葉市1万人のまちづくりアンケートによると、市内の花や緑は豊かだと感じている市民の割合は、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせると約62.3%と高い状況であり、概ね半数にあたる約45.6%が身近な公園に満足していると回答しています。しかし、日頃、自宅や地域で花づくりや植樹などの緑化活動を行っている市民の割合は約37.7%、この1年間に美化・環境保全活動をしたことがある市民の割合は、約22.9%となっており、自ら緑地の保全や緑化活動等を行っている市民は比較的少ない状況です。その原因の一つとして、緑の総量としては多いと感じているものの、身近に感じる緑が少ないことが挙げられます。生活実感として緑を身近に感じてもらうために特に市街地内の緑の量を確保するとともに、今ある緑の質を高める必要があります。また、緑を増やし、良好に保全するためには行政と市民、団体、企業、大学などが協力・連携して取り組むことが必要です。ここでは、緑の重要な課題について述べます。

■地域別の課題

ここでは、緑の持つ地域特性などを踏まえて、市域を4つの緑のエリア「郊外の緑」、「内陸部の緑」、「既成市街地の緑」、「臨海部の緑・海辺」に大別し、それらをつなぐ「河川とその周辺の緑」を加えて、それぞれの地域ごとの緑の課題について示します。

① 郊外部の緑

市の北東部の内陸部に位置するゾーンで、広大な下総台地には、まとまりのある緑地が今も残されています。この地域のほとんどは市街化調整区域であり、開発圧力の低い地域ですが、首都圏の大都市においてこれほどまとまりある緑が残されてきたことは、自然との調和を求めつつ、緑と水辺を千葉市の個性にまで高めるといふ本市のまちづくりの取組みの成果であり、大切な財産です。

この地域のまとまった緑地は、都市景観の向上はもとより、多様な動植物の生息・生育、地下水の涵養、洪水の調節、また、都市環境負荷の低減など様々な機能を有しており、今後もこの緑地の持つ機能を十分に発揮し続けられるよう良好に保全することが必要です。

② 内陸部の緑

本市の中央部に広がるゾーンで、市街化区域と市街化調整区域が混在する地域です。高度経済成長期の大規模住宅団地等の住宅開発や工場の集積などにより、緑地は蚕食されましたが、市街化調整区域では農地などの緑地が残されています。

住宅地と緑地が近接しており、公園はもとより、市民緑地や市民の森、保存樹林などは身近な自然を感じ、日常生活の中で市民が憩える空間として活用されています。

従来と比較すると開発圧力は低くなりましたが、地理的条件が充実した区域などは緑が失われる可能性があることから、特別緑地保全地区などの法制度により緑地の保全を強化するとともに、生活環境の向上のため緑化を推進することが必要です。

③ 既成市街地の緑

埋立前の海岸線に沿うゾーンで、古くから本市の経済・産業・行政・文化の中核的な役割を果たしており、商業、業務、住宅として土地利用されています。比較的狭い敷地の住宅の密集や、建蔽率の高い商業施設の立地などにより、緑地は少ない状況です。このことから、生活環境や都市景観の向上を図るため、既成市街地においては屋上緑化など民有地の緑化を推進するなどして緑地を確保することが必要です。

④ 臨海部の緑・海辺

臨海部の埋立によりつくられたゾーンで、業務地や住宅地が集積しています。公園緑地や街路樹が計画的に配置され、良好な景観を形成するとともに、市民の憩いの場として親しまれています。快適な生活環境を確保するため、既存の緑の質を高め、より親しめる空間とする必要があります。

また、人工海浜などの魅力を高め、様々なスポーツやレクリエーションに対応する空間にしていくことが重要です。

⑤ 河川とその周辺の緑

郊外の緑、内陸部の緑、既成市街地の緑、臨海部の緑をつなぐ都川や花見川沿いの緑は、それぞれの地域の緑の全ての顔を合わせ持つ変化に富んだ環境を有しています。郊外部では自然環境にとけ込んだ水辺の様相を呈し、河口に近づくにつれてコンクリートなどの護岸を擁する都市的な水辺となっています。これらの空間を、市民生活により身近なものとするため、地域特性に配慮した親水性の向上や、自然護岸の整備などを進めることが必要です。

■公有地の緑の課題

本市では、公園緑地の整備のほか、公共公益施設における緑化を進めてきました。その結果、市全域では一定量を確保していますが、市街地における身近な公園などは整備から期間が経過するとともに老朽化が進み、あまり使われなくなってきてい

る状況も見受けられます。そこで安全で快適に利用できるよう遊具の更新や園路のバリアフリー化など施設の改修を進めていますが、公園の維持管理については、行政による取り組みだけでは限界があります。より地域に密着した地域の公園として今後も利用され続けるよう、地域の人びととの協力・連携により運営管理していく必要があります。

■民有地の緑の課題

公有地の緑化や緑地の保全を進めていますが、市域の多くは民有地が占めており、本市の緑の要は民有地の緑地の保全と緑化の推進であると言えます。まとまりある樹林地から戸建住宅の緑まで、その規模・特性は様々ですが、緑と水辺に抱かれた都市を共に築いていくために、市民一人ひとりが緑の持つ多様な機能を再認識して自ら行動し、そして、その人たちの輪を広げていく必要があります。